

恵庭市公衆無線LAN整備指針

恵庭市

令和6年2月

目次

1.	公衆無線LAN整備指針策定の趣旨	1
2.	全国的なインターネットの利用動向	2
3.	基本的な考え方	4
4.	恵庭市の現状と課題	5
	(1)現状	
	(2)課題	
5.	整備施設及び設置場所	6
6.	スケジュール	6

1. 公衆無線LAN整備指針策定の趣旨

ICT(情報通信技術)の進展により、インターネットは市民の生活に欠かせないものとなり、利用形態は、自宅や職場などのパソコンを利用するものから、外出先で手軽に利用できるスマートフォンやタブレットなどモバイル端末によるものが主流となってきている。

インターネットで提供されるサービスのうち、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等によるコミュニケーション・サービスは、幅広い年代の人が日常的に利用し、本サービスに付帯するニュース等の情報収集や各種支払の決済機能の利用者も増えている。

このため、商業施設や飲食店などにおいて通信環境の満足度を高めることは、集客力を向上させる必須項目となっており、特に、公衆無線LANは世界共通の通信規格で、高速通信が可能であることから、光ファイバー通信や携帯電話等のブロードバンド通信網の補完的な役割となる重要なインフラとして広く認識されている。

恵庭市でも、「恵庭市デジタル化推進計画」に基き、行政サービス等のデジタル化を推進しており、これらのサービスを市民が利活用するための通信環境の基盤整備が必要となっている。

このような公衆無線LANの重要性から、市公共施設に効果的に整備を行うため、公衆無線LAN整備指針を定める。

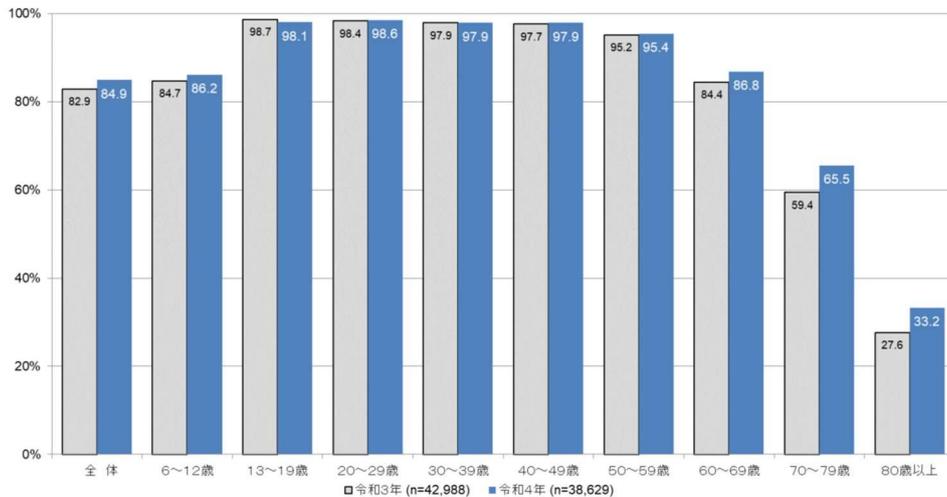
2. 全国的なインターネットの利用動向

インターネット利用者の割合は、13～59歳の各年齢階層で9割を超えており、70歳以上の年齢階層では上昇傾向にある。

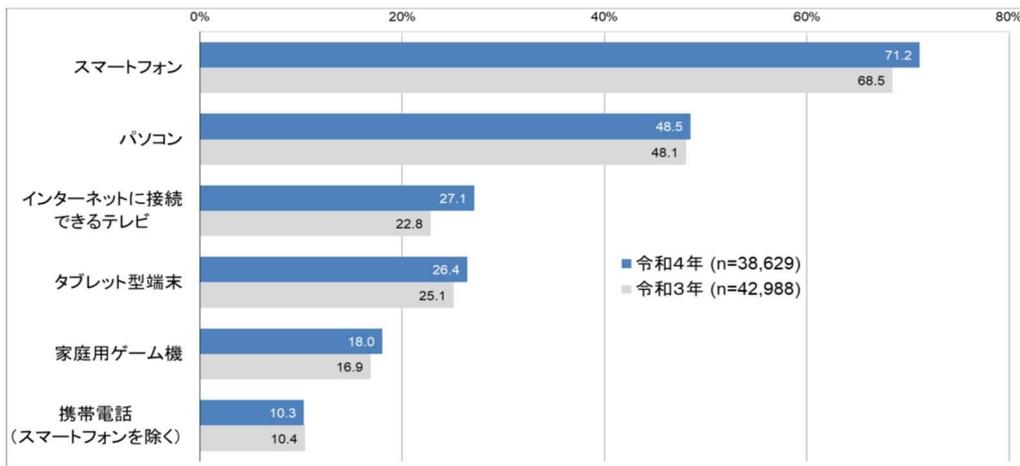
個人のインターネット利用機器は、スマートフォンがパソコンを上回っており、20～59歳の各年齢階層で約9割が利用している。

出典：総務省(報道資料 令和4年通信利用動向調査の結果)

インターネット利用状況(個人)



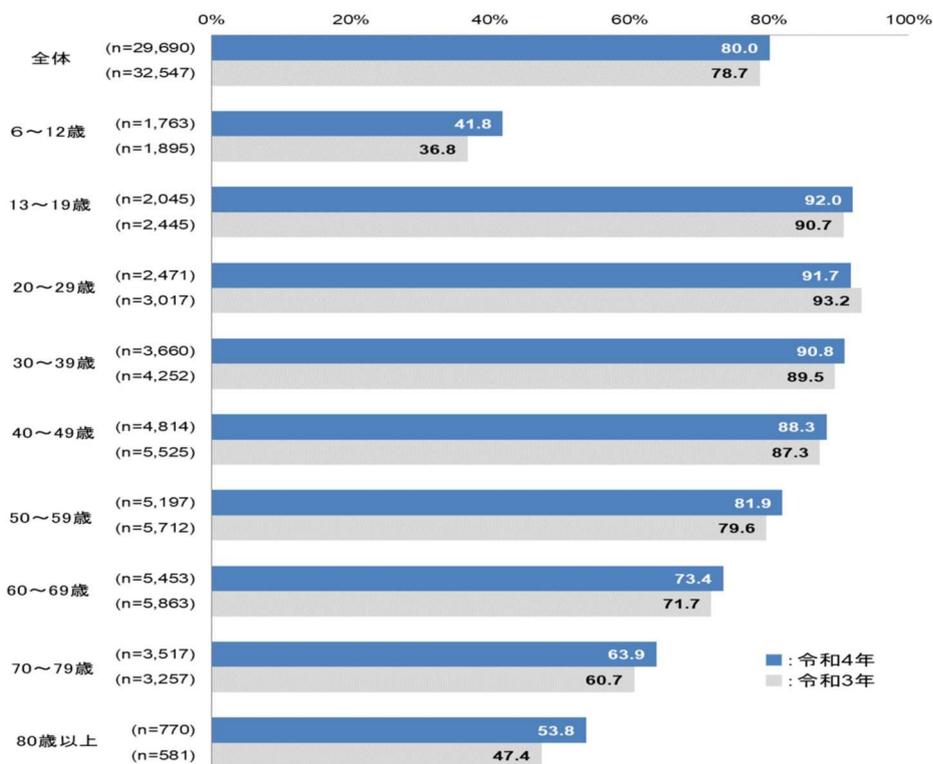
インターネット利用機器の状況(個人)



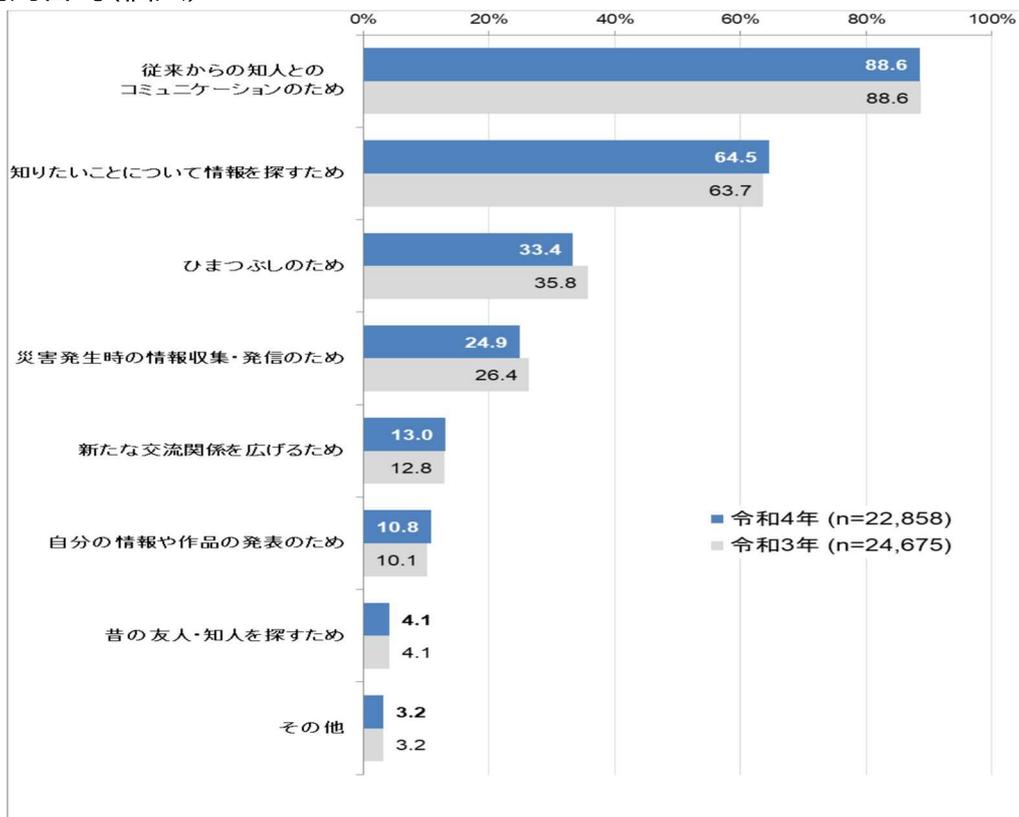
SNS(注)を利用している個人の割合は、ほぼ全ての年齢階層で増加し、特に6～12歳及び70歳以上の各年齢階層での伸び率が大きい。

利用目的については令和3年調査から大きな変化は見られず、「従来からの知人とのコミュニケーションのため」の割合が最も高い。

SNS の利用状況(個人)



SNS の利用目的(個人)



3. 基本的な考え方

目的

【市民の利便性の向上】

スマートフォン等のモバイル端末の普及によって、外出先や移動中にインターネットを利用する人は年々増加し、日常生活において必要不可欠なものとなっている。

公共施設の利用者についても、窓口の待ち時間における情報サイトの利用やサークル活動時の情報収集などでインターネットの利用者が増えている。

【地域の魅力発信・観光振興】

また、観光施設等で公衆無線 LAN があれば、国内外からの来訪者がその場にて SNS 等で恵庭の魅力を発信してもらう機会が増え、それを閲覧した人達の恵庭に来訪するきっかけにつながる。

このため、インターネットへの接続環境の整備が公共施設の利便性の一つの指針となり、この要望に応える必要がある。

設置検討について

- ・公衆無線LANの設置検討の対象施設は、一般利用のある施設とする。

4. 恵庭市の現状と課題

(1)現状

公衆無線 LAN 設置 9施設

名称	住所
花の拠点 はなふる	北海道恵庭市南島松828番地3
恵庭駅自由通路	北海道恵庭市相生町1丁目1-26
恵み野駅自由通路	北海道恵庭市恵み野西1丁目1-1
恵庭市総合体育館	恵庭市黄金中央5丁目199-2
島松体育館	恵庭市南島松389-3
島松公民館	北海道恵庭市島松本町3丁目12番20号
生涯学習施設かしわのもり	北海道恵庭市大町1丁目5番7号
夢創館	北海道恵庭市島松仲町1丁目2番20号
恵庭市立図書館	北海道恵庭市恵み野西5丁目10番2号

(2)課題

当市では一部の施設での公衆無線 LAN の提供はあるものの、「市民の利便性向上」や「地域の魅力発信・観光振興」に寄与しているとは言い難い状況にある。

5. 整備施設及び設置場所

「3. 基本的な考え方」にある目的の「市民の利便性の向上」「地域の魅力発信・観光振興」を図るため、施設管理者が公共施設の市民の集う場所に公衆無線 LAN の整備を行う。

ただし、統廃合や廃止予定のある施設は、時期を考慮して設置の判断を行う。

指定管理者制度を活用している施設は、所管課と施設管理者である指定管理者との協議の上、整備(設置・運用・更新)の詳細を決定する。

(1)対象施設

- ・公衆無線 LAN の常時設置の必要性のある公共施設(市民会館、観光施設等)
- ・上記以外の臨時的に設置が必要となる公共施設

(2)公衆無線 LAN の設置場所

- ・施設内の必要な個所のみ設置する。
- ※必ずしも施設全域に設置する必要はない。

(3)利用時間

- ・施設管理者が各施設に合せた利用時間を設定する。
- (例)施設の稼働時間と同様、24 時間など

6. スケジュール

- ・令和 5 年度に行うこと(計画策定準備として)
 1. 恵庭市公衆無線LAN整備指針作成
 2. 市民が利用する施設の公衆無線 LAN の設置に関する調査
 3. 市民課ロビーに公衆無線 LAN 設置
- ・令和6年度～10 年度
施設管理者(所管課・指定管理者)で随時設置

具体的スケジュールについては、調査が完了後に整備計画として作成する。